



# 山形県公報

平成20年8月15日(金)  
第1968号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

漁業共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出.....(農政企画課)...1137  
土地改良事業の計画変更の適当の決定.....(庄内総合支庁農村計画課)...1138

### 公 告

県営住宅入居者の一般公募.....(置賜総合支庁建築課)... 同  
一般競争入札の公告.....(病院事業局)...1141

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第727号

次の加入区に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成20年8月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 加入区の名称  
吹浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 飽海郡遊佐町の区域
  - ロ 漁業の区分 小型機船底びき網漁業(総トン数15トン未満の漁船によるものをいう。以下同じ。)及び小型定置漁業
- 2 (1) 加入区の名称  
鶴岡市由良加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市由良の区域
  - ロ 漁業の区分 小型機船底びき網漁業、小型いか釣り漁業及び小型定置漁業
- 3 (1) 加入区の名称  
鶴岡市豊浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市三瀬、小波渡及び堅苔沢の区域
  - ロ 漁業の区分 小型機船底びき網漁業及び小型定置漁業
- 4 (1) 加入区の名称  
鶴岡市鼠ヶ関加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市五十川、温海、大岩川、小岩川、早田及び鼠ヶ関の区域
  - ロ 漁業の区分 小型機船底びき網漁業、小型定置漁業及びばいかご漁業

## 山形県告示第728号

庄内赤川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成20年8月7日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 8月15日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し（勝福寺地区）

## 2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成20年 8月20日から同年 9月18日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

---

公 告

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成20年 8月15日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名 称           | 所 在 地                    | 規 格  |                               | 公 募<br>戸 数 | 区 分 | 家 賃                     |                                   |                                    |                                    |                                    | 敷 金         | 摘 要 |                                    |
|---------------|--------------------------|------|-------------------------------|------------|-----|-------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|-----|------------------------------------|
|               |                          | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |            |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が23,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 |             |     | 収入が238,000円<br>を超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営糠野目アバ<br>ート | 東置賜郡高畠町<br>大字福沢525-<br>5 | 3DK  | 51.2                          | 2          | 一般用 | 12,200<br>円             | 14,900<br>円                       | 17,600<br>円                        | 20,300<br>円                        | 23,400<br>円                        | 26,900<br>円 |     |                                    |

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障がい者がある場合には、その障がい者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成20年8月18日から同月22日まで(ただし、郵送の場合は、平成20年8月22日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成20年10月上旬

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年8月15日

山形県立河北病院長 片 桐 忠

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院 大会議室

(2) 日 時 平成20年9月25日(木) 午前10時30分

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称 A重油(JIS1種2号)

(2) 調達予定数量 470キロリットル

(3) 納入期間及び納入方法 平成20年10月1日から平成21年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量をタンクローリーで納入すること。

(4) 納入場所 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院

(5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成20年1月29日付け山形県公報第1912号)により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院医事経営課施設用度係 電話番号0237(73)3131

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(2) この入札及び契約については、山形県立河北病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(3) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : A Fuel Oil 470kl

(2) Time-limit for tender : 10:30 A.M. September 25, 2008

(3) Contact point for the notice : Medical Management Division, Kahoku Prefectural Hospital, 111Gassando, yachi, Kahoku-cho, Nishimurayama-gun, Yamagata-ken 999-3511 Japan TEL 0237-73-3131

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ    | 行     | 誤                                          | 正                                                         |
|------------|------------|--------|-------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 平成20. 7.29 | 第1963号     | 1046   | 14    | 山形県企業局職員住宅管理<br>規程の一部を改正する規程を<br>次のように定める。 | 山形県企業局職員住宅管理<br>規程の一部を改正する規程を<br>次のように定める。<br>平成20年 7月29日 |
| 同          | 同          | 同      | 下から 2 | 「の建物」を                                     | 「の建物」を削り、                                                 |
| 同          | 8. 1       | 第1964号 | 下から10 | T - 2                                      | T - 3                                                     |
|            |            |        |       | T - 3                                      | T - 4                                                     |
| 同          | 同          | 1078   | 2     | T - 4                                      | T - 5                                                     |
|            |            |        |       | T - 5                                      | T - 6                                                     |
|            |            |        |       | T - 6                                      | T - 7                                                     |
|            |            |        |       | T - 7                                      | T - 8                                                     |
|            |            |        |       | T - 8                                      | T - 9                                                     |
|            |            |        |       | T - 9                                      | T - 10                                                    |
| 同          | 同          | 1079   | 2     | T - 10                                     | T - 11                                                    |
|            |            |        |       | T - 11                                     | T - 12                                                    |